省　令

○総務省令第七十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

総務大臣　野田　聖子

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前	
別表（第三条関係）	**別表**（第三条関係）	
法令名 / 条項	法令名 / 条項	
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］	
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号） / ［略］	政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号） / ［同上］	
家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号） / 第十条第三項及び第十一条		
危険物保安技術協会に関する省令（昭和五十一年自治省令二十六号） / ［略］	危険物保安技術協会に関する省令（昭和五十一年自治省令二十六号） / ［同上］	
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。